附属書二（第三章関係）　品目別規則

第一編　一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

(a)　特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次編の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b)　一連の品目別規則において一以上の規則を選択的に適用することが定められている場合、これらの規則に関する記載の順序は、適用の優先順位を示すものではない。

(c)　次の定義を適用する。

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

(d)　この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

第二編　品目別規則

第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類　動物（生きているものに限る。）

○一・○一―○一・○六	第一類の全ての動物について、締約国において完全に得られるものであること。

第二類　肉及び食用のくず肉

○二・○一―○二・一○	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

○三・○一―○三・○七	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第四類　酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

○四・○一―○四・一○	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

○五・○一―○五・一一	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第二部　植物性生産品（第六類から第一四類まで）

第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

○六・○一―○六・○四	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第七類　食用の野菜、根及び塊茎

○七・○一―○七・一四	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

○八・○一―○八・一四	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

○九○一・一一―○九○二・二○	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
○九○二・三○―○九○二・四○	第○九○二・三○号若しくは第○九○二・四○号の産品への他の項の材料からの変更又は 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第○九○二・三○号又は第○九○二・四○号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
○九・○三―○九・一○	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第一○類　穀物

一○・○一―一○・○八	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一○一・○○―一一○二・二○	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
一一○二・九○	第一一○二・九○号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
一一・○三―一一・○九	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

一二・○一―一二・一四	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

一三・○一―一三・○二	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

一四・○一―一四・○四	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）

第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・○一―一五・二二	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。